

# ○糸満市立学校体育施設の使用料に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第225条の規定に基づき、糸満市立学校体育施設の使用料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用料の額)

第2条 使用料の額は、別表のとおりとする。

(使用料納付の時期)

第3条 使用料は、前納しなければならない。ただし、超過使用料については使用後納付する。

(使用料の減免)

第4条 糸満市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、国又は地方公共団体その他の公共団体若しくは公共団体において、その用に供するとき、その他特に必要があると認めるときは、使用料の額を減額又は免除することができる。

(使用料の返還)

第5条 すでに納付した使用料は、返還しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めた場合は、その使用料の全部又は一部を返還することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

別表（第 2 条関係）

○ 体育館

種別	入場料の有無	使用料 (1 時間あたり)	照明使用料 (1 時間あたり)	超過料金 (1 時間あたり)
スポーツ等に使用する する場合	入場料等を徴収する場合	1000 円	300 円	それぞれの 1 時 間に相当する額
	入場料等を徴収しない場合	300 円	300 円	
その他の催し物に 使用する場合	入場料等を徴収する場合	2000 円	500 円	
	入場料等を徴収しない場合	1000 円	500 円	

○ 運動場

種別	入場料の有無	使用料 (1 時間あたり)	照明使用料 (1 時間あたり)	超過料金 (1 時間あたり)
スポーツ等に使用する 場合	入場料等を徴収する場合	1000 円	200 円	それぞれの 1 時 間に相当する額
	入場料等を徴収しない場合	300 円	200 円	
その他の催し物に 使用する場合	入場料等を徴収する場合	2000 円	500 円	
	入場料等を徴収しない場合	1000 円	500 円	

備考

- 1 使用するための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。
- 2 使用予定時間を超えて使用した時間は、1 時間未満でも 1 時間と見なし、超過料金を徴収する。

# ○糸満市立学校体育施設の使用料に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、糸満市立学校体育施設の使用料に関する条例（平成18年糸満市条例第18号以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用料の納付)

第2条 使用料は、納付書を持って前納するものとする。

(使用料の徴収範囲)

第3条 使用料徴収範囲は、学校体育施設の一部又は全部を専用で使用したものから徴収する。

2 運動場の照明施設については西崎中学校・西崎小学校・光洋小学校・潮平小学校を対象とする。ただし、プールはその限りでない。

(使用料の免除及び減免)

第4条 条例第4条の規定により使用料の免除及び減免を受けようとする者(以下「減免申請者」という。)は、学校体育施設使用料減免申請書（第1号様式）を糸満市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請書を受理したときは、事実を確認したうえで、減免申請者に学校体育施設使用料減免許可証（第2号様式）を交付するものとする。

3 使用料の免除及び減免については、別表に掲げる団体が行う体育行事、研修会等について行うものとする。

(使用料の返還)

第5条 条例第5条ただし書の規定により、使用料の返還を受けようとする者（以下「返還申請者」という。）は、使用予定日から3日以内に学校体育施設使用料返還申請書（第3号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請書を受理したときは、事実を確認したうえで、返還申請者に学校体育施設使用料返還許可証（第4号様式）を交付するものとする。

3 使用者の責められない事由によって、使用することができないときは、使用できなかった分の既納した使用料の金額を返還する。

(許可の取り消し等)

第6条 教育委員会は、この規則に違反した使用者に対しては、許可を取消し、使用の中止及び使用分の使用料を徴収することができる。

(その他)

第7条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

別 表 （第 4 条関係）

	団体等	免除の区分	
		使用料	照明使用料
1	市の行政機関	免除	免除
2	次の公共団体 ○糸満市スポーツ少年団及び登録団体、 ○糸満市体育協会及び加盟団体 ○市 P T A 連合会及び学校関係団体 ○市から補助を受けている団体及び 学生（高校生以下）の団体	免除	免除
3	その他教育長が特に必要と認める団体	免除	<input type="checkbox"/> 免除